

◆危険空家住宅除却費補助金◆



瓦やガラスが落下し、通行人に怪我をさせたり、車を傷つけたりする。また、空家が倒壊すると隣家への影響も懸念される。



不審者が侵入したり、放火による不審火等が懸念される。



ごみの不法投棄をされたり、害虫等が発生する原因となる。

【補助制度の主な内容】

- 補助の対象となる老朽化した危険な空家（以下のいずれにも該当すること）
 - ・ 市内に存する1年以上使用されていない主に居宅として使用していた建物
 - ・ 個人が所有するもの
 - ・ 所有権以外の権利（抵当権など）が設定されていないもの
※権利者が同意している場合は除く
 - ・ 公共事業の補償対象でないもの
 - ・ 危険空家住宅であると判定の通知を受けたもの

※補助申請の前に、当該空家が補助対象に該当するか判定を受ける必要があります。

- 補助金の交付対象者（以下のいずれにも該当すること）
 - ・ 危険空家住宅の所有者
 - ・ 常滑市のすべての市税に滞納がない者
 - ・ 建物またはその敷地が共同所有の場合 共有者全員の同意を得た者（任意様式）
 - ・ 申請者が土地所有者でない場合 土地所有者の同意を得た者（任意様式）

- 補助金額（上限30万円）

補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満は切り捨て）

※補助対象経費：対象建物の除却工事費用から消費税等を除いた額

▲ 注意事項 ▲

- ・ 工事の契約および着手前に申請が必要です。契約後または工事後の申請では補助金を受けることが出来ません。
- ・ 工事完了日から30日以内（または2月末日）に、完了実績報告書を提出すること。
- ・ 確定額通知日から30日以内（または3月7日）に、交付請求書を提出すること。
- ・ 対象建物の全てを除却する工事が補助対象であり、一部のみの除却は対象外です。

手続きの流れ

申請者

市（都市計画課）

